

調査票の記入のしかた

総務省
経済産業省

- ◆ 本調査は平成24年2月1日現在で行う調査です。
- ◆ 調査票の記入に当たっては、本冊子を必ず参照してください。
- ◆ 調査票は、貴社の企業全体について記入する「**企業調査票**」と、貴社に属する全ての事業所ごとについて記入する「**事業所調査票**」があります。「事業所調査票」は、事業所単位の調査ですので**本社事業所を含む事業所ごと**に記入してください。
- ◆ 調査票には、平成23年6月以降に実施した「事業所等確認票」等の結果をもとに事業所の名称・電話番号・所在地などがあらかじめ印字されています。
- ◆ 調査票は、**黒色の筆記具（ボールペン、鉛筆など）**ではっきりと記入してください。記入した内容を訂正する場合は、二重線で消すなどして訂正してください。
- ◆ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度ご確認ください。調査票の記入内容について、後日、おたずねさせていただく場合があります。

1. 調査票の記入に当たって

1
ページ

◇業種分類と調査票の対応表について	P1
◇事業所とは	P2

2. 企業調査票の記入のしかた

4
ページ

【13】～【15】企業調査票 第1面（共通項目）	P4
【14】企業調査票（学校教育）第2面（産業個別項目）	P22
【15】企業調査票（建設業、サービス関連産業A）第2面（産業個別項目）	P24

3. 事業所調査票の記入のしかた

32
ページ

※【16】～【24】の事業所調査票第1面の共通項目についてはP32からP37ですが、調査票の種類ごとの産業個別項目についてはP38からをご覧ください。

第1面 第2面

◇【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）	P32	-
◇産業個別項目		
【16】事業所調査票（農業、林業、漁業）	-	P38
【17】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）	-	P42
【18】事業所調査票（製造業）（※）	-	P48
【19】事業所調査票（卸売業、小売業）（※）	-	P56
【20】事業所調査票（医療、福祉）	-	P62
【21】事業所調査票（学校教育）	P66	-
【22】事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）	P68	-
【23】事業所調査票（協同組合）	P72	-
【24】事業所調査票（サービス関連産業B）（※）	-	P74

（※）印のある調査票については、本冊子の他に別冊の「分類表」を参照してください。

4. よくある御質問

80
ページ

問い合わせ先

- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点等がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

経済センサス-活動調査コールセンター

（フリーダイヤル）0120-1424-15（通話料無料）

（050番号のIP電話からは）03-3378-6614

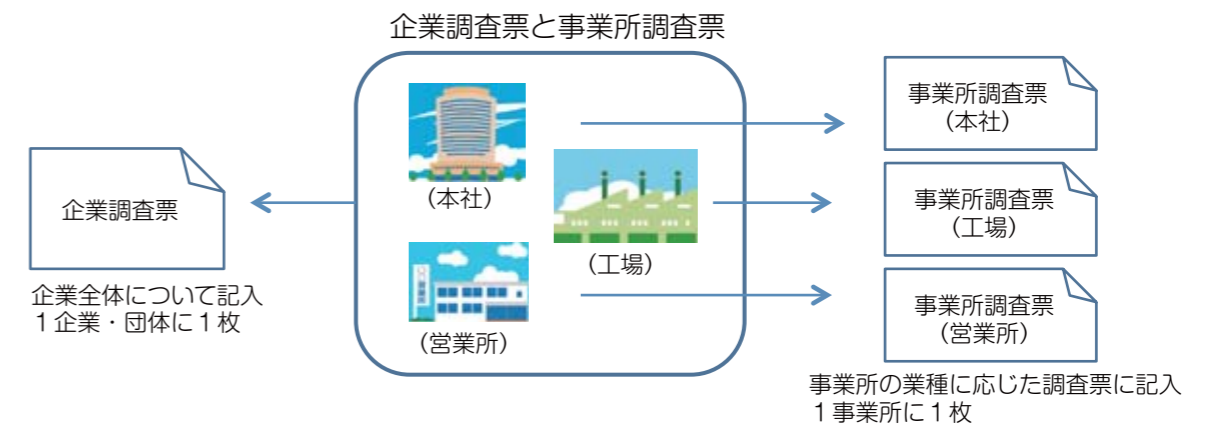
受付時間：平日 午前9時～午後8時、土日祝日 午前9時～午後6時

業種分類と調査票の対応表について

お配りした調査票の種類は、平成 23 年 6 月以降に実施した「事業所等確認票」等の結果をもとに配布させていただいたものです。企業全体を記入していただく「企業調査票」と本社・支社等の事業所ごとに記入していただく「事業所調査票」の 2 種類があります。業種分類と調査票の対応につきましては、下表を参照してください。

【業種分類・調査票対応表】

業 種	調査票の種類			
	複数事業所企業			
	番号	企業調査票	番号	事業所調査票
農業、林業	【13】	企業調査票	【16】	事業所調査票(農業、林業、漁業)
漁業				
鉱業、採石業、砂利採取業				
製造業				
卸売業、小売業(含、古物商)				
医療、福祉	【14】	企業調査票(学校教育)	【20】	事業所調査票(医療、福祉)
教育、学習支援業(学校教育)				
建設業	【15】	企業調査票 (建設業、サービス関連産業A)	【22】	事業所調査票 (建設業、サービス関連産業A)
電気・ガス・熱供給・水道業				
通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業				
運輸業、郵便業				
金融業、保険業				
政治・経済・文化団体、宗教				
複合サービス事業(郵便局)				
複合サービス事業(協同組合)				
情報サービス業、インターネット附随サービス業				
不動産業、物品賃貸業				
学術研究、専門・技術サービス業	【13】	企業調査票	【23】	事業所調査票(協同組合)
宿泊業、飲食サービス業				
生活関連サービス業、娯楽業				
教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)				
サービス業(上記に分類されないサービス)				
サービス業(上記に分類されないサービス)				
純粋持株会社				
純粋持株会社	【24】	事業所調査票(サービス関連産業B)		



事業所とは

◆ここでいう事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供などが

- ① 同一経営主体のもと（グループ企業は含めません）で、一定の場所を占めて、
- ② 従業者と設備を有し、継続的に行われているものをいいます。場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別々の事業所とします。

◆事業所の例



- 他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている場合も貴社の事業所になります。
- 貴社が他社から業務を請負って、他社の工場などの中に、一定の場所を占めて業務を行っている場合、その部分は貴社の事業所になります。（指定管理者制度により施設管理を受託しているような場合も同様です。）

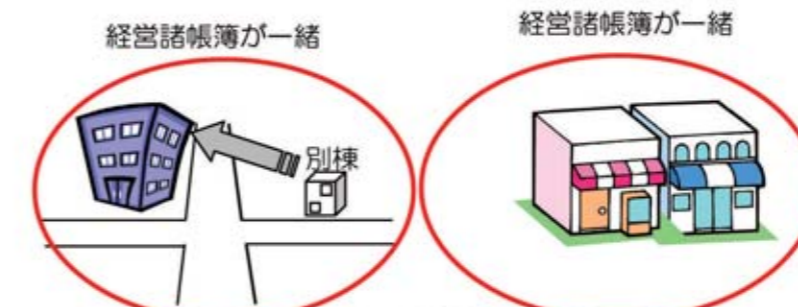
◆事業所の区切り方について

- ・事業所は、原則として、場所（同一区画）ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所となります。
- ・また、同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。

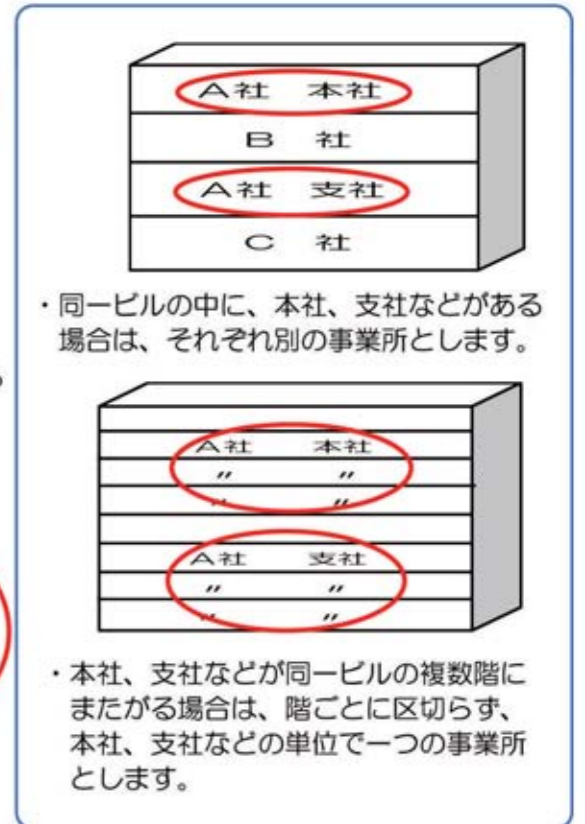


本棟と別棟は、それぞれ別の事業所
入口が異なっているため、それぞれ別の事業所

- ・ただし、下図のように近接していて、経営諸帳簿が一緒に分けることができない場合は、一つの事業所とします。



※ 経営諸帳簿とは、賃金支払台帳、売上台帳、現金出納帳、出勤管理簿などをいいます。



・同一ビルの中に、本社、支社などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。

・本社、支社などが同一ビルの複数階にまたがる場合は、階ごとに区切らず、本社、支社などの単位で一つの事業所とします。

区切り方の例外

- 鉄道などによる運輸業は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。
 - ・鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。
 - ・ただし、駅長、区長など管理責任者の置かれていない機関は、そこを管理する責任者などのいる事業所に含めて一つの事業所とします。
- 同一区画に高校と中学校など二つ以上の学校がある場合は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。
- ビルやダムなどの建設現場にある詰所等は、事業所とはせず、管理している建設会社の事業所に含めます。
- テナントとして出店している場合は、貴社の事業所に含めます。ただし、百貨店などと消化仕入（売上仕入）の契約を結んで、出店している売場については、出店先の百貨店などに含めますので、貴社の事業所とはしません。

◆「同一経営主体」の紛らわしい例

<同一経営主体となる例>

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を運営する事業主（企業）が運営する全ての店舗など

<同一経営主体とならない例>

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店（別経営）
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

【13】～【15】 企業調査票 第1面（共通項目）

1 名称及び電話番号

- ◆ 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の（ ）書きのように省略しても差し支えありません。
株式会社 → (株) 宗教法人 → (宗)
有限会社 → (有) 医療法人 → (医)
合名会社 → (名) 社会福祉法人 → (福)
合資会社 → (資) 農業協同組合 → (農協)
合同会社 → (同) 漁業協同組合 → (漁協)
学校法人 → (学) 生活協同組合 → (生協)
公益、一般、特例財団法人 → (財)
公益、一般、特例社団法人 → (社)
- ◆ 名称を特にもたない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。
- ◆ **正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄に変更後の正式名称をカタカナで記入してください。**英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。
ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

記入上の注意

通称名には屋号などを記入しますが、フランチャイズ・チェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称を記入します。

記入上の注意

「フリガナ」欄は正式名称に変更がある場合のみ記入してください。

1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ ホテルトウケイ	正式名称 (有)ホテル統計 (株)ホテルTOKEI	通称名
	電話番号(代表) (03) 9876 - 4321		
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号 162-0066	都道府県名 東京都	市区町村名 新宿区
	町丁・字・番地・号 若松町3丁目2番1号		ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)
3 経営組織 ●該当する番号を○で囲んでください。 ●会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等	1 個人経営	② 株式会社 有限会社	3 合名会社 合資会社
	4 会社		5 会社以外の法人
4 海外支所等の数及び海外支所等の常用雇用者数 ●工場、営業所など従業員がいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	(1) 海外の支所・支社・支店数	事業所	
	(2) 海外の支所・支社・支店の常用雇用者数	人	
5 企業全体の主な事業の内容 ●「調査票の記入のしかた」5ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。	(1) 主な事業の内容 ホテル	(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目	
		① 宿泊収入	
		② 会議室の賃貸収入	
		③ 直営レストランの飲食提供収入	

2 所在地

- ◆ 本所・本社・本店等で固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ◆ 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1
- ◆ 本所・本社・本店等がビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階(マンションの場合は、号室)**を記入してください。

3 経営組織

- ◆ 個人が共同で事業を行っている場合も「個人経営」になります。

4 海外支所等の数及び海外支所等の常用雇用者数

- (1) 海外の支所・支社・支店数
●平成24年2月1日現在で海外(外国)にある支所・支社・支店などの事業所数を記入します。
なお、海外現地法人は含みません。
●支所等には、支所・支社・支店だけでなく海外駐在員事務所なども該当します。
ただし、海外の建築現場や建設業における現場事務所は支所には含みません。
- (2) 海外の支所・支社・支店の常用雇用者数
海外に支所等がある場合は、平成24年2月1日現在でその海外の支所等に所属している常用雇用者数を記入します。
＜＜常用雇用者とは＞＞
●期間を定めずに雇用している人
●1か月を超える期間を定めて雇用している人
●平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人をいいます。

5 企業全体の主な事業の内容 ※【13】調査票のみ該当

- ◆ 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、P18～20の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
※支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業の内容を記入してください。
※企業全体の主な事業の内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、**実際に行っている主な事業**について記入してください。
※複数の事業を行っている場合は、平成23年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
※商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように記入してください。
※建設事業を行っている場合は、建築物の種類、工事の内容、工事全体の請負か一部の請負かがわかるように記入してください。
- ◆ 「(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目」には、「(1) 主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱い商品、サービスの営業内容などを売上(収入)金額の多いものから3項目記入してください。

【13】【15】企業調査票（学校教育以外）の場合

6 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
① 売上（収入）金額							5	5	0	0	0
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）							5	4	6	1	0
③ うち売上原価							3	3	6	4	5
④ 給与総額							1	8	6	3	0
⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									3	3	5
⑥ 動産・不動産賃借料										1	5
⑦ 減価償却費										9	5
⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）										1	5
⑨ 外注費										2	5
⑩ 支払利息等										3	0

- 平成23年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください。（万円未満四捨五入）
- 「3 経営組織」欄が「個人経営」の場合は、①、②、④、⑥、⑦、⑧の6項目のみ記入してください。
- 「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - ・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
 - ・「②費用総額」：経常費用を記入
 - ・「③うち売上原価」：記入不要
 - ・「費用の内訳（特掲）」：各欄に記入

6 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳「個人経営以外」
※【15】調査票は項目「5」

- ◆平成23年1月から12月までの1年間について記入してください。※平成23年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間（12ヶ月）について記入してください。
- ◆営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。

項目	会社（金融業、保険業除く）	金融業、保険業、会社以外の法人など
① 売上（収入）金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・林業・漁業による事業収入額、鉱産品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売売上高、医薬収入額、サービス営業収入（収益）額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。 ・ 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含みません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収益・事業収益等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合はその事業収入も含めて記入してください。 ※宗教団体については、喜捨、お布施などは含みません。
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常費用等、事業活動を行うためにかけた費用を記入してください。
③ うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは、会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入不要です。
④ 給与総額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 ・ 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。ただし、退職金は含みません。 	

記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
「¥」記号は記入しないでください。

6 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳「個人経営」
※【15】調査票は項目「5」

- ◆「3 経営組織」が「個人経営」の場合は左記①、②、④、⑥、⑦、⑧のみ記入してください。
- ◆「個人経営」の場合は、「確定申告」を参考にして記入することができます。各項目と「確定申告（青色申告決算書及び収支内訳書）」との対応は、下表の科目の番号を参照してください。

項目	青色申告			白色申告		
	（一般用）	（現金主義用）	（不動産所得用）	（一般用）	（不動産所得用）	
① 売上（収入）金額	科目①	科目④	科目④	科目④	科目⑤	
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	科目⑥＋科目⑫	科目⑫	科目⑫	科目⑨＋科目⑫	科目⑫	
費用内訳（特掲）	④ 給与総額	科目⑫	科目⑥	科目⑪	科目⑥	
	⑥ 動産・不動産賃借料	科目⑫	科目⑧	科目⑩	科目⑨	
	⑦ 減価償却費	科目⑫	科目⑨	科目⑧	科目⑬	科目⑦
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	科目⑧		科目⑤	科目①	科目①

- ◆この項目は、「損益計算書」を基に記入いただきますが、会社以外の法人は「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などを基に記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。各項目の内容は、下表を参照してください。

項目	会社、会社以外の法人
⑤ 福利厚生費（退職金を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
⑥ 動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 端末機を含むコンピュータの賃借料も含まれます。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。
⑦ 減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。
⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・ 収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。
⑨ 外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 ・ 人材派遣会社への支払いも含まれます。 ・ 製造原価のうち、外注費も含まれます。
⑩ 支払利息等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※ 営業外費用に計上する支払利息等が該当します。（「②費用総額」の内数ではありません。） ・ 銀行業は記入不要です。

※「費用の内訳」の「特掲」とは、費用項目のうち、特別に記載していただきたい費用項目を抜粋して掲載しているものです。したがって、「④給与総額」から「⑩支払利息等」までの合計は、必ずしも「②費用総額」と一致しません。

【14】 企業調査票（学校教育）の場合

5 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
<p>●平成23年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください。（万円未満四捨五入）</p> <p>●「3 経営組織」欄が「個人経営」の場合は、①、②、④、⑥、⑦、⑧の6項目のみ記入してください。</p> <p>●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入 ・「②費用総額」：経常費用を記入 ・「③うち売上原価」：記入不要 ・「費用の内訳（特掲）」：各欄に記入 	① 売上（収入）金額					4	0	0	5	0	0
	② 費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）					3	6	8	4	6	5
	③ うち売上原価										
	④ 給与総額					1	3	4	0	4	5
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）							2	6	4	5
	⑥ 動産・不動産賃借料								1	2	5
	⑦ 減価償却費							1	1	7	0
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）								1	2	5
	⑨ 外注費								1	4	5
	⑩ 支払利息等								2	1	0

5 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳

- ◆ 平成23年1月から12月までの1年間について記入してください。
※平成23年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間（12ヶ月）について記入してください。
- ◆ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ◆ 各項目の内容は、下表を参照してください。

項目	学 校 法 人
① 売上（収入）金額	・ 消費収支計算書（又は損益計算書）の消費収入の部（又は経常収益）のうち、事業活動によって得た収入及び事業を継続するための収入（学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、施設設備利用料、事業収入）のほか、消費収支計算書以外で経理する収益事業がある場合には、その売上（収入）金額を含めて記入してください。
② 費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）	・ 消費収支計算書（又は損益計算書）の消費支出の部（又は経常費用）のうち、人件費、診療経費、教育研究（支援）経費、管理経費のほか、消費収支計算書以外で経理する収益事業がある場合には、その売上（収入）金額に対する費用を含めて記入してください
③ うち売上原価	・ 記入不要です。
④ 給与総額	・ 役員（非常勤を含む）、教員（非常勤を含む）、職員（非常勤を含む）に対して支払った所得税、保険料等を控除する前の報酬、本俸、期末手当及びその他の手当並びに賞与引当金繰入額を記入してください。 ・ 退職金及び退職給与引当金は含みません。 ・ 別経営の学校などに出向・派遣している教員・職員に支給している給与を含みます。
⑤ 福利厚生費（退職金を含む）	・ 法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職給与引当金等の総額を記入してください。
⑥ 動産・不動産賃借料	・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 端末機を含むコンピュータの賃借料も含みます。
⑦ 減価償却費	・ 診療経費、教育研究（支援）経費及び管理経費などに計上している減価償却額並びにその他の事業の固定資産に係る減価償却費を含めて記入してください。
⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	・ 固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません
⑨ 外注費	・ 業務の一部又は全部を他へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 ・ 人材派遣会社への支払いも含みます。
⑩ 支払利息等	・ 借入金等に対する利息等の総額を記入してください。

※「費用の内訳」の「特掲」とは、費用項目のうち、特別に記載していただきたい費用項目を抜粋して掲載しているものです。したがって、「④給与総額」から「⑩支払利息等」までの合計は、必ずしも「②費用総額」と一致しません。

【13】～【15】企業調査票 第1面（共通項目）（つづき）

7 企業全体の事業別売上（収入）金額	事業別内訳	売上（収入）金額								又は割合（%）				
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万円		
<p>● 記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」10ページを参照してください。</p> <p>● 6欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）</p> <p>● 金額で記入できない場合は、6欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）</p> <p>● 「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。</p>	(ア) 農業、林業、漁業の収入											金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。		
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入													
	(ウ) 製造品の売上金額													
	(エ) 商業	① 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）												
		② 小売の商品販売額							5	0	0		0	
	(オ) 建設業、サービス関連産業A	③ 建設事業の収入（完成工事高）												
		④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入												
		⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入												
		⑥ 運輸、郵便事業の収入												
		⑦ 金融、保険事業の収入												
		⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の事業活動収入												
		(カ) サービス関連産業B	⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入											
			⑩ 不動産事業の収入							1	5		0	0
	⑪ 物品賃貸事業の収入								2	5	0		0	
	⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入													
	⑬ 宿泊事業の収入								1	7	5		0	
	⑭ 飲食サービス事業の収入								1	0	0		0	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入								5	0	0	0			
⑯ 社会教育、学習支援事業の収入														
⑰ 上記以外のサービス事業の収入														
(キ) 学校教育事業の収入														
(ク) 医療、福祉事業の収入														
合計	6欄①の売上（収入）金額							1	0	0				

7 企業全体の事業別売上（収入）金額 ※【14】【15】調査票は項目「6」

- ◆ 以下の例示を参考に、6欄（【14】【15】調査票は「5」欄）に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。
- ※ 当該項目に該当する場合は○、他の項目に該当する場合は×としています。
- ※ 事業所調査票においては、「（ウ）製造品の売上金額」を「（ウ）製造品の出荷額・加工賃収入額」に、「⑧政治・経済・文化団体、宗教団体の事業活動収入」を「⑧政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入」に読替えてください。

(ア) 農業、林業、漁業の収入

- | | |
|---|---|
| 動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農畜産物の生産（もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む） ○ 農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園作り、花壇の手入れ等） ○ 林産物の生産（立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産） ○ 林業に直接関係するサービス業務（造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕等） ○ 水産動植物の養殖 ○ 漁業に直接関係するサービス業務（網の設置、養殖場での餌まき業務の受託） ○ 畜産業でのきゅう肥による収入（堆きゅう肥加工を行っていない場合） × 有機質肥料の製造 → 「（ウ）製造品の売上金額」 × 購入した農作物又は水産物を製造加工 → 「（ウ）製造品の売上金額」 × 生産した農畜産物、水産物を、専用の製造用作業場で専従の従業者が加工・出荷 → 「（ウ）製造品の売上金額」 |
|---|---|

7 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき） ※【14】【15】調査票は項目「6」

(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入

- | | |
|-----------------------------|--|
| 鉱物の採掘、採石、選鉱その他の品位向上処理に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 採石現場での破碎・粉砕 × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 → 「（ウ）製造品の売上金額」 × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 → 「（ウ）製造品の売上金額」 × 採掘された岩石の破碎・粉砕を採石現場以外で行った場合 → 「（ウ）製造品の売上金額」 |
|-----------------------------|--|

(ウ) 製造品の売上金額

- 製造した製品の他の企業への出荷額
- 他の企業に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額
- 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入（加工賃収入）
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入（製造する設備・能力を有する場合）
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- × 機械等の据付工事（製造品に含まれない場合） → 「（オ）③建設事業の収入」
- × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 → 「（エ）①卸売の商品販売額」
- × 仕入商品を加工せず一般消費者に直接販売した場合の販売額 → 「（エ）②小売の商品販売額」
- × 製造した商品（菓子、パン、建具、畳など）をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 → 「（エ）②小売の商品販売額」

(エ) 商業

① 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）

- 他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
- 他の事業所のために、卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料

② 小売の商品販売額

- 仕入れた商品を主として家庭消費者に販売した場合の販売額
- 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人または家庭用消費のためにその場で直接販売する場合
- × 修理工料 → 「（カ）⑰上記以外のサービス事業の収入」
- × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 → 「（エ）①卸売の商品販売額」
- × 自ら製造したもののインターネット等を用いた店舗によらない販売額 → 「（ウ）製造品の売上金額」

(オ) 建設業、サービス関連産業A

③ 建設事業の収入（完成工事高）

- | | |
|-----------|---|
| 建設工事を行う事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、管工事など） ○ 自己建設による土地の造成、建物の建設 ○ 製造品の出荷に附帯する据付工事（据付工事費が製造品と分離できる場合） × 測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理 → 「（カ）⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × プラントエンジニアリング事業 → 「（カ）⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 自己建設によらない土地分譲、建物販売事業 → 「（カ）⑩不動産事業の収入」 |
|-----------|---|

④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入

- | | |
|------------------|---|
| 各エネルギーの供給などを行う事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業の収入（電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益） ○ 自家発電の電力販売 ○ ガス事業の収入（ガス売上、託送供給収益） ○ 地域冷暖房事業 ○ 下水道処理施設維持管理業 × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 → 「（カ）⑰上記以外のサービス事業の収入」 × 電気工事、給排水設備工事 → 「（オ）③建設事業の収入」 × かんがい用水供給 → 「（ア）農業、林業、漁業の収入」 |
|------------------|---|

7 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき） ※【14】【15】調査票は項目「6」

⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入

- 情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業
- 通信サービス（電話、無線、インターネット接続など）
 - 通信に付帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など）
 - 放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など）
 - 映画、テレビ番組などの制作、配給
 - 新聞、書籍の発行
 - 広告制作（印刷物にかかる広告制作）
 - ニュース供給（通信社のニュース供給など）
 - × 広告代理業 → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
 - × 新聞、書籍等の印刷業務 → 「(ウ) 製造品の売上金額」
 - × デザイン、コピーライター → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
 - × 携帯電話の販売代金 → 「(エ) ①卸売の商品販売額又は②小売の商品販売額」
 - × 情報を記録したディスク等の複製・製造 → 「(ウ) 製造品の売上金額」

⑥運輸、郵便事業の収入

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫）
- 運輸に付帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など）
- × 運転代行サービス → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑦金融、保険事業の収入

- 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業（信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など）
- 保険業（保険代理業、損害査定業を含む）

⑧政治・経済・文化団体、宗教団体の事業活動収入

- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体
- 神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教などの事業収入
- 協同組合の賦課金
- × 観光協会 → 「(オ) ⑥運輸・郵便事業の収入」

(カ) サービス関連産業B

⑨情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入

- 情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業
- ソフトウェア事業（受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など）
 - 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など）
 - 各種調査（市場調査、世論調査など）
 - 情報提供サービス（不動産情報、気象情報など）
 - ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピングサイト運営業務を含む）
 - ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など）
 - インターネット利用サポート業務（電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど）
 - × ゲーム用ディスク、情報記録物の製造 → 「(ウ) 製造品の売上金額」
 - × インターネット広告業 → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

7 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき） ※【14】【15】調査票は項目「6」

⑩不動産事業の収入

- 土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業
- 不動産売買（自己建設によるものを除く）
 - 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など）
 - 不動産売買・賃貸の仲介業務
 - × 不動産鑑定事業 → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
 - × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
 - × 公民館など社会教育施設の賃貸 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
 - × 集会場の賃貸 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
 - × 下宿業 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
 - × 倉庫業 → 「(オ) ⑥運輸、郵便事業の収入」
 - × ビルメンテナンス業 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑪物品賃貸事業の収入

- リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょうなど）
- × 映画配給事業 → 「(オ) ⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」
- × リネンサプライ事業（シーツ、ベッドカバーなど） → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など）
- 広告事業（広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供）
- 獣医学、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社による子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など）
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に付帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合））
- × 広告制作業（印刷物） → 「(オ) ⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」
- × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 写真現像事業 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑬宿泊事業の収入

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス
※ 宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。
- リゾートクラブ事業
- × 社会福祉施設が行う宿泊事業 → 「(ク) 医療、福祉事業の収入」
- × 貸家業、貸間業 → 「(カ) ⑩不動産事業の収入」

⑭飲食サービス事業の収入

- 注文に応じて調理した飲食料を提供する事業
- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス
 - 注文に応じて調理した料理品の販売（持ち帰りすし、持ち帰り弁当、ハンバーガーなど）
 - 配達飲食サービス（宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど）
 - × あらかじめ調理した「料理品」の販売 → 「(エ) ②小売の商品販売額」

⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入

- 洗濯・理容・美容・浴場事業（リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む）
- 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運転代行業など
- 衣服修理業（個人持ちの材料の縫製）
- 食品加工業（個人持ちの材料の加工）
- 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業
- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業（入園料、使用料など）
- ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など
- × 各種学校、専修学校に該当する理容学校、美容学校 → 「(キ) 学校教育事業の収入」
- × スポーツ・健康教授業 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

7 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき） ※【14】【15】調査票は項目「6」

⑩社会教育、学習支援事業の収入

- 社会教育事業（公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など）、職業教育事業
- 学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など）
- × 専修学校、各種学校 → 「(キ) 学校教育事業の収入」
- × テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど） → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑪ 上記以外のサービス事業の収入

- 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など）
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理など）
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布、速記・複写、集金事業など）
- 集会場
- × プラントメンテナンス → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

(キ) 学校教育事業の収入

- 大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校などの教育事業
- × 他の分類（「附属病院（医療）」、「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業

(ク) 医療、福祉事業の収入

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス（歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど）
- 保健衛生事業（健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など）
- 社会保険事業（公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など）
- 児童福祉事業（保育所、児童養護施設など）
- 介護事業（老人ホーム、通所介護事業、訪問介護事業など）
- 障害者福祉事業
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
- × 調剤薬局の医薬品販売 → 「(エ) ②小売の商品販売額」
- × 建物の消毒及び害虫駆除 → 「(カ) ⑪上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 → 「(ア) 農業、林業、漁業の収入」
- × 獣医業 → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析（環境計量証明） → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 → 「(ウ) 製造品の売上金額」

【13】～【15】企業調査票 第1面(共通項目)(つづき)

8 電子商取引の有無及び割合 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。	① 一般消費者と行った → <input type="text" value="5"/> % ② 他の企業と行った ③ 行わなかった	6欄「①売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) <small>※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。</small>																														
9 設備投資の有無及び取得額 ●平成23年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。	① 設備投資を行った → 取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) ② 設備投資を行わなかった	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>兆</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(土地を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェアのみ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	有形固定資産(土地を除く)						5	0	0		無形固定資産(ソフトウェアのみ)						2	5	0	
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																							
有形固定資産(土地を除く)						5	0	0																								
無形固定資産(ソフトウェアのみ)						2	5	0																								
10 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含みます)。	(1) 貨物自動車 <small>※人員輸送のみの使用は除きます。</small> <input type="text" value="0"/> 台	(3) バス <input type="text" value="6"/> 台																														
11 土地、建物の所有の有無 ●それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地 ①ある ②ない	建物 ①ある ②ない	借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。																													
12 商品売上原価 ●7欄において、「(工)商業」に記入した法人のみ記入してください。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>十兆</td> <td>兆</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> </table>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円								3	2	5	0	平成23年1月から12月までの商品売上原価(年間商品販売額に対する仕入原価)を記入してください。商品売上原価は、年初在庫額+当年仕入額-年末在庫額により計算してください。(万円未満四捨五入)								
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																						
							3	2	5	0																						
13 資本金等の額及び外国資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。(万円未満四捨五入) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>十兆</td> <td>兆</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円								5	0	0	0	(2) うち外国資本比率を記入してください。(小数点第2位四捨五入) <input type="text" value="0"/> . <input type="text" value="0"/> %								
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																						
							5	0	0	0																						
14 決算月	<input type="text" value="2"/> 月 (<input type="text" value=""/> 月)	・本決算月を記入してください。 ・年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。																														

8 電子商取引の有無及び割合 ※【14】【15】調査票は項目「7」

- ◆ 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- ◆ 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

【対象となる商取引の例】

物品の例：

- インターネット・ショッピング・サイトなどに出店し、商品を販売する場合
- 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合

サービスの例：

- 旅行・宿泊などの予約 ○ 航空機・電車・バスなどの座席予約 ○ イベントなどのチケット予約
 - 自動車損害保険などの販売 ○ オンラインバンキング
 - コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売
- ※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、オンラインバンキングの手数料など)です。

デジタルコンテンツの例：

- 映像(動画像)、音楽などの販売 ○ 電子書籍などの販売
- ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査・見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
 ・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
 ・対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
 ・商品を広告するためのホームページの開設
 ・消費者に向けていわゆる「買い物かご」による購入や予約ができない場合
 ・他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
 ・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いている自動券売機売上は対象外

9 設備投資の有無及び取得額 ※【14】【15】調査票は項目「8」

- ◆ 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成23年1月から12月までに土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含みません。
- ◆ 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成23年1月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- ◆ 固定資産に計上したリース物件のうち、平成23年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- ◆ 以下については、設備投資に含みません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

10 自家用自動車の保有台数 ※【14】【15】調査票は項目「9」

- ◆ 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみで使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。
- 【自動車の種類】**
- 貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 - 乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 - バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- ◆ リースで借りている車両についても保有台数に含めてください。

13 資本金等の額及び外国資本比率 ※【14】【15】調査票は項目「12」

- ◆ 調査日現在(平成24年2月1日)現在で記入してください。
- ◆ 「資本金又は出資金、基金の額」は、「3 経営組織」欄が会社の場合のみ記入してください。
- ◆ 「うち外国資本比率」には、貴社の発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合を記入してください。

【13】 調査票「5 企業全体の主な事業の内容」の記入例

◆ 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。
- 純粋持株会社の場合は、「純粋持株会社」と記入してください。
- ※ 純粋持株会社とは、本業を持たず株式保有を通じて傘下グループ企業の事業活動を支配・管理する会社。「受取配当金」及び「経営管理収入」が主たる収入。

(1)	管理事務（自動車製造）	(1)	純粋持株会社
(2)	① 自動車	(2)	①
	②		②
	③		③

◆ 飲食サービス業の場合

- 注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。
- 特定の料理を提供している場合は、提供している飲食品の種類が分かるように、「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン（各種料理）」、「居酒屋」などのように記入してください。

(1)	持ち帰り寿司店 （注文を受けて調理）	(1)	ピザの宅配	(1)	天ぷら料理店	(1)	一般食堂
(2)	① にぎり	(2)	① ピザ	(2)	① 天ぷら	(2)	① 日替わり定食
	② 海鮮丼		② スパゲティ		② さしみ		② カレーライス
	③		③ グラタン		③ ビール		③ 親子丼

◆ 商品を販売している場合

- 調理済みの弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売（調理済み）」と記入してください。
- 取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
- 自ら製造を行わず、下請業者に製造（加工）させて、自社製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
- 主に各種食料品を小売している場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類（コンビニエンスストア、スーパーなど）を付け加えます。
- 商品を製造して小売している場合は、「〇〇の製造小売」と記入してください。
- 店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「〇〇の小売（無店舗）」「〇〇の製造小売（無店舗）」などと記入してください。

(1)	弁当の小売（調理済み）	(1)	パソコン等の機械器具の卸売	(1)	各種食料品の小売 （コンビニエンスストア）	(1)	婦人服の小売（無店舗）
(2)	① からあげ弁当	(2)	① パソコン	(2)	① 弁当	(2)	① 婦人服
	② 暮の内弁当		② コピー機		② 飲み物		② 婦人靴
	③ しょうが焼き弁当		③		③ 菓子		③

◆ 物品を製造（加工）している場合

- 何を作っているのか（生産品の名称）、何から作っているのか（材料）、製品の用途、製造の方法などが分かるように記入してください。
- 機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。

(1)	革製手袋の製造	(1)	魚肉加工による練り製品の製造	(1)	電化製品用プラスチック製品の製造	(1)	電子デバイス製造
(2)	① ゴルフ用	(2)	① かまぼこ	(2)	① テレビ用キャビネット	(2)	① 集積回路
	② 野球用		② ちくわ		② 電話機器体		② 液晶パネル
	③ 防寒用		③ ソーセージ		③ 電気掃除機器体		③

◆ 土木・建築・設備工事を行っている場合

- 建築物の種類や工事の内容が分かるように記入してください。
- 工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどが分かるように記入してください。
- 土木工事を行っている場合は、舗装工事が、それ以外の工事が分かるように記入してください。
- 住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、主なものが分かるように記入してください。

(1)	木造住宅の建築の一式請負	(1)	道路などの舗装工事の一式請負	(1)	風呂などの住宅設備機器の卸売及び取付工事（卸売が主）	(1)	建物の外壁の吹付塗装
(2)	① 木造住宅	(2)	① 道路の舗装	(2)	① 風呂	(2)	① オフィスビル
	②		② 駐車場の舗装		② システムキッチン		② マンション
	③		③		③ 洗浄機付トイレ		③ モルタル住宅

【13】 調査票「5 企業全体の主な事業の内容」の記入例（つづき）

◆ 倉庫の場合

- 低温装置を施した倉庫の場合は、その旨を記入してください。
- 店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることが分かるように記入してください。

(1)	倉庫業	(1)	△△工場の自家用倉庫 （飲料用アルミ缶の製造）	(1)	デパート（自家用配送所）
(2)	① 低温倉庫	(2)	① 清涼飲料水用	(2)	① 各種商品小売
	② トランクルーム		② ビール用		②
	③		③		③

◆ 不動産に関する事業を行っている場合

- 不動産の種類（住宅、事務所、店舗、土地など）のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかが分かるように記入してください。
- マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。
- ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「ビル総合管理」、「建物の清掃・保守」などのように記入してください。

(1)	アパート・マンションの賃貸の仲介	(1)	マンションの管理	(1)	ビル総合管理
(2)	① アパート	(2)	① マンション	(2)	① 施設の清掃
	② マンション		②		② 空調設備の点検
	③ 一戸建て住宅		③		③

◆ 運輸事業の場合

- 運送手段の種類（自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など）と運送する対象（人、物）などが分かるように記入してください。

(1)	乗合バスによる旅客の運送	(1)	軽トラックによる貨物宅配便
(2)	① 路線バス	(2)	① 小荷物
	② 定期観光バス		② 引越し
	③		③

◆ 物品の修理を行っている場合

- 何を修理しているか分かるように記入してください。
- 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

(1)	自動車の整備・小売
(2)	① 自動車の整備
	② 自動車の小売
	③

◆ 協同組合の場合

- 協同組合の種類（農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など）のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- 信用事業又は共済事業の他に購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。
- 単一事業を行っている場合は、その事業を記入してください。

(1)	信用、共済、購買を行う農協
(2)	① 信用
	② 共済
	③ 購買

◆ 病院、医院などの場合

- 専門の科名と病床数を記入してください。

(1)	病院（病床数50）
(2)	① 内科
	② 外科
	③ 小児科

◆ 労働者（人材）の派遣などを行っている場合

- 労働者派遣が職業紹介が業務請負かが分かるように記入してください。
- なお、業務請負の場合は、請け負っている内容が分かるように記入してください。

(1)	労働者派遣業	(1)	職業紹介業	(1)	業務請負
(2)	① 事務員	(2)	① 営業スタッフ	(2)	① 自動車塗装
	② ソフトウェア開発		② 事務スタッフ		② 携帯電話組立
	③		③ マネキン		③

◆ 宿泊施設の場合

- 施設の種類が分かるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。

(1)	ホテル
(2)	① 結婚式
	② 宿泊
	③ レストラン

【13】 調査票「5 企業全体の主な事業の内容」の記入例（つづき）

◆ 保険を扱っている場合

- 扱っている保険の種類（生命保険、火災保険など）が分かるように記入してください。
- 代理店の場合は、その旨を記入してください。

(1)	保険会社	(1)	保険代理店
	① 団体保険		① 損害保険
(2)	② 個人保険	(2)	② 火災保険
	③		③

◆ 宗教法人の場合

- 宗教活動を行う事業所は、仏教系、神道系、キリスト教系などの種類が分かるように記入してください。

(1)	宗教活動（仏教系）
	① 法要
(2)	②
	③

◆ 福祉事業を行っている場合

- 児童福祉、老人福祉、障害者福祉かが分かるように記入してください。
なお、老人福祉の場合は、施設の種類の分かるように記入してください。

(1)	老人デイサービスセンター	(1)	介護老人保健施設	(1)	ケアホーム（障害者）
	① デイサービス		① 療養		① 介護
(2)	② 訪問介護	(2)	② リハビリ	(2)	②
	③		③		③

◆ 設計業を行っている場合

- 建物の設計か、機械の設計かの区別が分かるように記入してください。

(1)	建築設計監理業
	① 設計監理
(2)	②
	③

◆ 学校、塾などの場合

- 洋裁学校、外国語学校などの場合は、専修学校又は各種学校の認可を得ているか、いないかの区別が分かるように記入してください。

(1)	外国語学校（専修学校）
	① 英語
(2)	② フランス語
	③ スペイン語

◆ 研究所の場合

- どのような内容の研究を行っているかが分かるように記入してください。

(1)	経済社会学研究所
	① 経済学
(2)	② 社会学
	③

◆ 墓石の小売を行っている場合

- 墓石の製造を行うのか、小売を行うのかが分かるように記入してください。

(1)	墓石の小売と据付
	① 墓石の小売
(2)	② 墓石の据付
	③

◆ 広告制作のみを行っている場合

- どのような広告を制作しているかが分かるように、「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。

(1)	新聞広告制作業
	① 新聞
(2)	② 雑誌
	③

◆ 広告業を行っている場合

- 広告を行う事業所は、広告業又は広告代理業と記入してください。

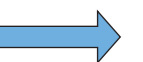
(1)	広告業
	① テレビ広告
(2)	② 新聞広告
	③ 雑誌広告

◆ パチンコ景品交換所の場合

- パチンコ景品交換所の場合は、「パチンコ景品交換所」と記入してください。
- 景品の種類を（2）に記入してください。

(1)	パチンコ景品交換所
	① 金地金
(2)	②
	③

※【13】～【15】企業調査票 第1面（共通項目）の記入のしかたはここまでとなります。
次ページから【14】【15】企業調査票 第2面の産業個別項目の記入のしかたとなります。



【14】 企業調査票（学校教育）第2面

14 学校等種類別収入内訳

第1面の6欄「(キ)学校教育事業の収入」について、その学校等種類別の売上（収入）金額を記入してください。
（万円未満四捨五入）

金額で記入できない場合は、第1面の6欄「(キ)学校教育事業の収入」に占める割合を記入してください。
（小数点以下四捨五入）

学校等種類	売上（収入）金額							又は割合（%）			
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万		百万	十万	万円
1 幼稚園											金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
2 小学校				1	2	5	0	0	0	0	
3 中学校				1	1	5	0	0	0	0	
4 特別支援学校											
5 高等学校											
6 中等教育学校											
7 専修学校											
8 各種学校											
9 高等専門学校											
10 大学				1	6	0	0	0	0	0	
11 短期大学											
12 学校教育支援機関											

・「12 学校教育支援機関」とは、高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいいます。

記入上の注意

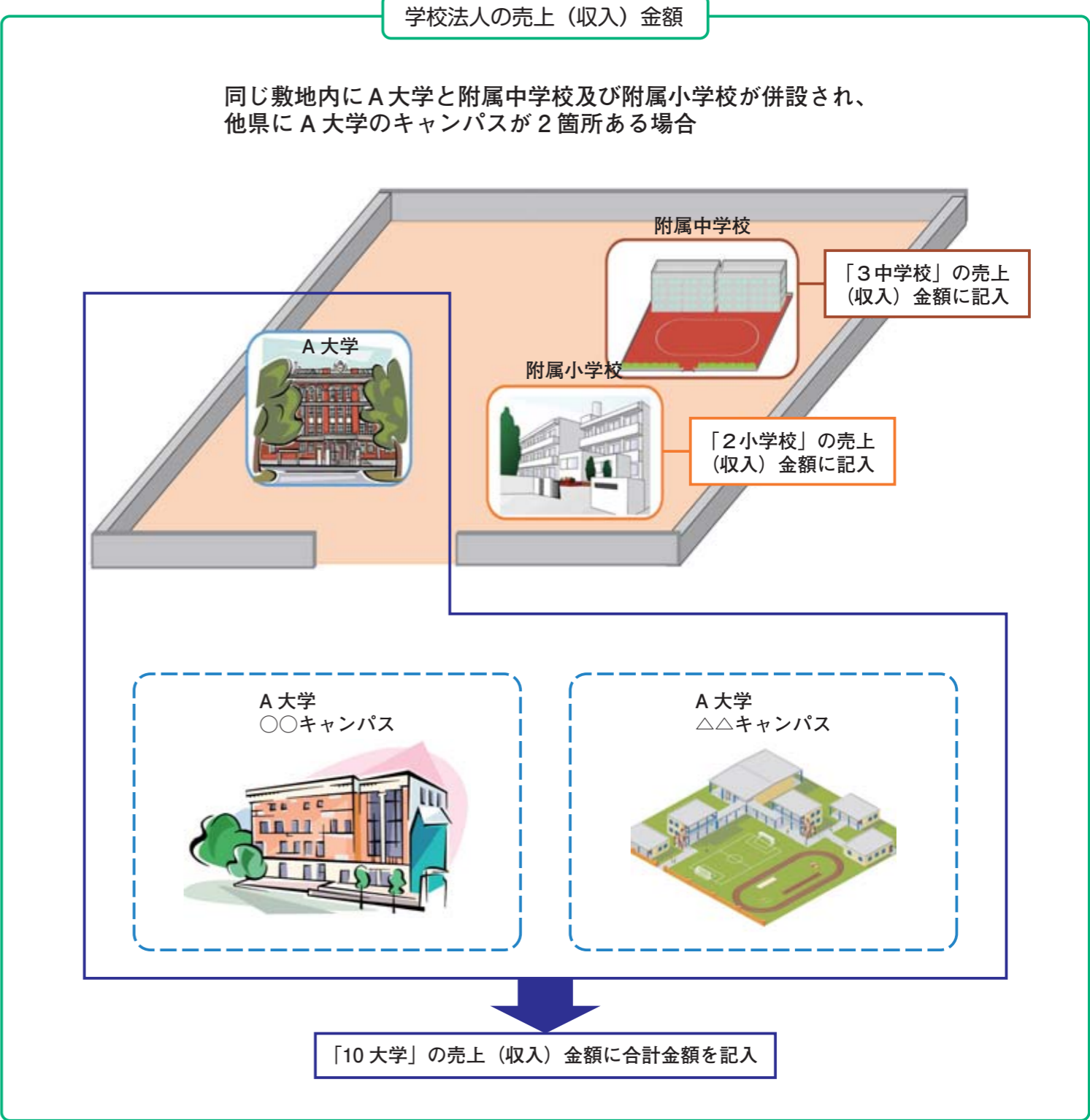
金額は万円単位で記入してください。
（万円未満を四捨五入してください。）
「¥」記号は記入しないでください。

14 学校等種類別収入内訳

- ・学校等種類別の売上（収入）金額を記入するに当たっては、消費収支計算書の帰属収入額を用いて記入してください。
- ・同じ敷地内に大学や高等学校などが併設されている場合でも、それぞれ学校の種類別に記入してください。
- ・学校等種類の例示については、P66『【21】事業所調査票（学校教育）第1面』を参照してください。
- ※学校に附属する農場等があり、その成果物に対する収益があった場合でも、教育研究の一部として行っている場合は学校の種類別に含めて記入してください。
- ※附属病院を有する大学の場合は、診療報酬の収入を第1面の6欄「(ク)医療・福祉事業の収入」に含めてください。
- ※「幼稚園」は学校教育法により定められた「学校」ですが、「保育所」は児童福祉法で定められた「児童福祉施設」ですので「幼稚園」には含めないでください。

事業所のとらえ方（学校の場合）

- ◆ 同一構内に同一法人が経営する学校、例えば大学、高等学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれの学校ごとに別の事業所となりますので、この場合は3事業所となります。また、これらを統括する本部も同じ構内にある場合は、この本部も1事業所となります。ただし、大学の大学院又は高等学校の定時制課程などは別の事業所とせず、その大学、高等学校に含めます。
- ◆ 専修学校、各種学校についても学校ごとに別々の事業所とします。
- ◆ 同一構内にある中等教育学校（中高一貫校）などの場合は1事業所としますが、中学校と高等学校が併設されている場合はそれぞれ別々の事業所とします。



【15】企業調査票（建設業、サービス関連産業A）第2面

14 主な事業収入の内訳

- ◆ この項目は、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」を主に営んでいる企業が記入してください。「金融業」、「保険業」、「郵便局受託業」、「政治・経済・文化団体」、「宗教団体」の企業は記入する必要はありません。
- ◆ 調査票第1面の6欄「(オ) 建設業、サービス関連産業A」に記入した売上高について、P26~28の分類表から、売上高の上位10位までのものについて、その「分類番号」、「事業内容」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- ◆ 金額での記入ができない場合は、第1面の5欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

15 業態別工事種類

- ◆ 業態別工事種類の中から、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に1つだけ記入してください。
- ◆ 業態別工事種類については、P30~31の【許可業種、建設工事の種類、業態別工事種類の対応、建設工事の例示】を参考に、該当するものを選択してください。

16 建設業許可番号

- ◆ 大臣・知事コードについては、以下のコード表を参照してください。

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事
01	北海道知事	17	石川県知事	33	岡山県知事
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事

第2面に記入する調査項目について

- ◆ 貴社が主として行っている事業により、記入する項目が異なります。

事業	「電気・ガス・熱供給・水道業」 「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」 「運輸業、郵便業」	「建設業」	「金融業」 「保険業」	「政治・経済・文化団体」 「宗教団体」
調査項目	14 主な事業収入の内訳	14 主な事業収入の内訳 15 業態別工事種類 16 建設業許可番号	17 金融業、保険業の事業種類	18 政治・経済・文化団体、宗教団体の団体種類

記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。
(万円未満を四捨五入してください。)
「¥」記号は記入しないでください。

「電気、ガス、熱供給、水道業」、「運輸業、郵便業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」を主に営んでいる企業は、14欄のみ記入してください。

「建設業」を主に営んでいる企業は、14~16欄のみ記入してください。

「金融業」、「保険業」を主に営んでいる企業は、17欄のみ記入してください。

「政治・経済・文化団体」、「宗教団体」の企業は、18欄のみ記入してください。

14 主な事業収入の内訳

第1面の6欄「(オ) 建設業、サービス関連産業A」について、その内訳を「調査票の記入のしかた」に掲載の分類表の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。
(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の5欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。
(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額					又は割合(%)		
			千円	百円	十円	円	角			
第1位	303	住宅建築工事・同設備工事(元請工事)				7	5	0	0	0
第2位										
第3位										
第4位										
第5位										
第6位										
第7位										
第8位										
第9位										
第10位										

15 業態別工事種類

下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 2番目

01 土木一式工事	10 屋根工事 (11 金属製屋根工事を除く)	18 ほ装工事	26 熱絶縁工事
02 建築一式工事 (03 木造建築一式工事を除く)	11 金属製屋根工事	19 しゅんせつ工事	27 電気通信工事
03 木造建築一式工事	12 電気工事	20 板金工事	28 造園工事
04 建築リフォーム工事	13 管工事	21 ガラス工事	29 さく井工事
05 大工工事	14 タイル・れんが・ブロック工事 (15 築炉工事を除く)	22 塗装工事	30 建具工事
06 左官工事	15 築炉工事	23 防水工事	31 水道施設工事
07 とび・土工・コンクリート工事 (08 はつり・解体工事を除く)	16 鋼構造物工事	24 内装仕上工事	32 消防施設工事
08 はつり・解体工事	17 鉄筋工事	25 機械器具設置工事	33 清掃施設工事
09 石工事			

16 建設業許可番号

建設業許可番号の有無について、該当する番号を○で囲んでください

1 建設業許可番号がある 大臣・知事コード (「調査票の記入のしかた」に掲載のコード表から選択して記入してください)

2 建設業許可番号がない 建設業許可番号 第 号 (右詰で記入してください)

17 金融業、保険業の事業種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

事業種類	事業内容
01 銀行業 (信託銀行を含む)	日本銀行、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行等
02 中小企業等金融業	信用金庫、信金中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫等
03 農林水産金融業	農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合 (金融業を専業で行う場合) 等
04 消費者向け貸金業	
05 事業者向け貸金業	手形割引業者、日賦貸金業者
06 質屋	
07 クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等
08 その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、証券金融業者、ファクタリング業者等
09 金融商品取引業 (第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る)	第一種金融商品取引業者 (証券会社、担当証券業者、金融先物取引業者等)
10 金融商品取引業 (上記以外の金融商品取引業)	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等
11 商品先物取引業 商品投資業	商品取引員、商品投資顧問業者、海外市場商品先物取引業者等
12 補助的金融業 金融附帯業	短資会社、手形交換所、両替屋、信用保証協会、農林漁業信用基金等
13 信託業 (信託銀行を除く)	運用型信託会社、管理型信託会社等
14 金融代理業	金融商品仲介業者、信託契約代理店、銀行代理業者等
15 生命保険業 (生命保険代理店を除く)	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険再保険会社、外国生命保険会社等
16 損害保険業 (損害保険代理店を除く)	損害保険株式会社、損害保険再保険会社、外国損害保険会社等
17 共済事業・少額短期保険業	農業共済組合、共済農業協同組合連合会
18 保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理店、少額短期保険代理店
19 保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害査定事務所等

18 政治・経済・文化団体、宗教団体の団体種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治・経済・文化団体	1 政治団体
	2 経済団体
	3 労働団体
	4 学術団体、文化団体
	5 その他の政治・経済・文化団体
宗教団体	6 神道系宗教団体
	7 仏教系宗教団体
	8 キリスト教系宗教団体
	9 その他の宗教団体

分類表

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
③ 建設事業	301	土木工事（元請工事）	いわゆる土木工事（道路・河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等）のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	302	土木工事（下請工事）	
	303	住宅建築工事・同設備工事（元請工事）	居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの）に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する工事を含む）及び建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事）
	304	住宅建築工事・同設備工事（下請工事）	
	305	非住宅建築工事・同設備工事（元請工事）	居住以外（鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的の全てを含む）を主たる目的とする建築物に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する整地等の工事を含む）及び建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事）
	306	非住宅建築工事・同設備工事（下請工事）	
	307	機械設備工事（元請工事）	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます（建築設備を除く）。
	308	機械設備工事（下請工事）	
④ 電気・ガス・熱供給・水道事業	401	電気事業	一般の需要に応じ電気を供給する事業又はその電気を供給する事業者が電気を供給する事業収入。
	402	ガス事業	一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業、一定数量以上の需要に応じて導管によりガスの供給を行う事業及び自らが維持し運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業収入
	403	熱供給事業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気、温水を導管に供給する事業収入。
	404	上水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、人の飲用に適する水を供給する事業収入。
	405	工業用水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、工業用に供する水を供給する事業収入。
	406	下水道事業	下水処理施設、下水ポンプ施設の運転、保守、点検などの事業又は排水管、排水渠などの排水設備の清掃、調査・点検、補修などの作業を一体的に行う事業収入。
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	501	固定電気通信（音声）	固定系による音声伝送サービス収入
	502	固定電気通信（データ）	固定系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入。
	503	固定電気通信（その他）	専用回線の役務の提供事業又は電報によるメッセージ伝送サービス収入
	504	移動電気通信（音声）	携帯系による音声伝送サービス収入
	505	移動電気通信（データ）	携帯系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	506	電気通信に付帯するサービス	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業収入
	507	テレビジョン（有線放送、衛星放送を除く）	広告料収入又は有料放送収入により行う地上波テレビ放送事業収入
	508	ラジオ放送（有線放送、衛星放送を除く）	広告料収入又は有料放送収入により行う地上波ラジオ放送事業収入
	509	衛星放送	放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業収入。
	510	有線放送	有線テレビ・ラジオ放送、CATV、ケーブルテレビ、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業収入。
	511	その他の放送	

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	512	映像・ビデオ制作（アニメーションを除く）	映画の制作・配給収入、ビデオ（DVDを含む）制作・発売収入、ビデオ（DVDを含む）著作権収入、テレビ放映権収入、商品化権収入、リメイク権収入、受託制作収入、テレビ映画制作収入等
	513	テレビ番組制作（アニメーションを除く）	テレビ番組（テレビコマーシャルを含む）制作・配給収入、ビデオ（DVDを含む）著作権収入、受託制作収入等
	514	アニメーション制作	テレビ放送用アニメ番組制作収入、アニメーション制作・配給収入、ビデオ（DVDを含む）著作権収入、受託制作収入、キャラクター使用権、ビデオ化権等のライセンス（権利）の使用許諾収入等
	515	映画・ビデオ・テレビ番組配給	映画、ビデオ又はテレビジョン番組の配給事業収入
	516	レコード制作	レコードの企画・制作収入、著作権使用料収入、著作隣接権収入等
	517	ラジオ番組制作	ラジオ番組制作収入、タイムスポット制作収入、受託制作収入等
	518	新聞販売	新聞販売収入（販売店に対する正規の手数料等を控除した収入）
	519	新聞広告	新聞広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーペーパー広告料収入等
	520	その他の新聞業	ネット配信による収入、クリッピング業者への提供による収入
	521	出版（書籍・雑誌）販売	書籍販売収入、雑誌販売収入（電子メディアによる収入も含む）
	522	出版広告料	雑誌本体広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーマガジン広告料収入等
	523	その他の出版業	書籍・雑誌などから得るロイヤリティ
	⑥ 運輸、郵便業	524	広告制作
525		ニュース供給	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等
526		その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ（マルチトラックレコーダー等の録音設備を有するもの又はテレビ番組等の撮影設備を有するもの）収入、音楽スタジオ収入、撮影スタジオ収入、プリプロダクション収入、ポストプロダクション収入等
601		普通鉄道業	
602		軌道業	路面電車
603		地下鉄道業	
604		モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）	
605		案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）	新交通システム
606		鋼索鉄道業	ケーブルカー
607		索道業	ロープウェイ、リフト
608	その他の鉄道業	無軌条電車（トロリーバス）	
609	一般乗合旅客自動車運送業	乗合バスなど	
610	一般乗用旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業（乗車定員10人以下） ハイヤー、タクシー、福祉タクシーなど	
611	一般貸切旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業（乗車定員11人以上） 貸切バスなど	
612	特定旅客自動車運送業	特定の旅客に対する運送事業	
613	その他の道路旅客運送業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送など	

分類表(つづき)

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
⑥ 運 輸 、 郵 便 業	614	一般貨物自動車運送業 (特別積合せ貨物運送業を除く)	自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	615	特別積合せ貨物運送業	集貨された貨物の仕分けを行い、積合せて他の事業場に運送し、配送に必要な仕分けを行うもので、これらの事業場間の貨物運送を定期的に行う事業
	616	特定貨物自動車運送業	特定の荷主との契約に基づく、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	617	貨物軽自動車運送業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物運送
	618	集配利用運送業	第二種利用運送業
	619	その他の道路貨物運送業	自転車貨物運送業
	620	外航旅客海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における旅客運送
	621	外航貨物海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における貨物運送
	622	沿海旅客海運業	日本沿岸諸港間(港湾内を除く)の旅客運送
	623	沿海貨物海運業	日本沿岸諸港間の貨物運送
	624	港湾旅客海運業	港湾内での旅客運送
	625	河川水運業	河川での旅客、貨物運送
	626	湖沼水運業	湖沼での旅客、貨物運送
	627	船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)	運航業者への船舶(内航船舶を除く)の貸渡し事業
	628	内航船舶貸渡業	運航業者への内航船舶の貸渡し事業
	629	国際航空旅客運送業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業
	630	国際航空貨物運送業	
	631	国内航空旅客運送業	
	632	国内航空貨物運送業	
	633	航空機使用業(航空運送業を除く)	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業
	634	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど)
	635	冷蔵倉庫業	
	636	港湾運送業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送など
	637	利用運送業(集配利用運送業を除く)	第一種利用運送業
	638	運送取次業	
	639	運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業
	640	こん包業(組立こん包業を除く)	運送のための物品の荷造り、梱包事業
	641	組立こん包業	
	642	鉄道施設提供業(第三種鉄道事業)	
	643	道路運送固定施設業	有料道路、有料橋事業など
	644	自動車ターミナル業	バスターミナル事業、トラックターミナル事業
	645	貨物荷扱固定施設業	貨物の荷扱いのための荷扱場、荷役棧橋設備の提供事業
	646	棧橋泊きよ業	ふ頭業
	647	飛行場業	
	648	海運仲立業	船舶による貨物の運送、船舶の貸渡し、売買、運航の委託のあっせん
649	その他の運輸に附帯するサービス業	検査業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳船業、通関業、観光協会事業など	
650	郵便業	郵便物、信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業	

【許可業種、建設工事の種類、業態別工事種類の対応、建設工事の例示】

下記の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の見本として、「許可業種」、「建設工事の種類」、「業態別工事種類」と「工事種類区分」の対応を示しています。

※ 「工事種類区分」の「○」、「×」はあくまで見本ですので、「×」とされている箇所でも、同区分の工事が含まれることがあります。

許可業種	建設工事の種類	番号	業態別工事種類	工事種類区分		
				土木工事	建築工事・ 建築設備工事	機械等 設置工事
土木工事業	土木一式工事	01	土木一式工事	○	×	×
建築工事業	建築一式工事	02	建築一式工事 (03を除く)	×	○	×
		03	木造建築一式工事	×	○	×
		04	建築リフォーム工事	×	○	×
大工工事業	大工工事	05	大工工事	×	○	×
左官工事業	左官工事	06	左官工事	○	○	×
とび・土工事業	とび・土工・コンクリート工事	07	とび・土工・コンクリート工事 (08を除く)	○	○	○
		08	はつり・解体工事	○	○	○
石工事業	石工事	09	石工事	○	○	×
屋根工事業	屋根工事	10	屋根工事 (11を除く)	×	○	×
		11	金属製屋根工事	×	○	×
電気工事業	電気工事	12	電気工事	○	○	○
管工事業	管工事	13	管工事	○	○	○
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	14	タイル・れんが・ブロック工事 (15を除く)	○	○	×
		15	築炉工事	×	×	○
鋼構造物工事業	鋼構造物工事	16	鋼構造物工事	○	○	×
鉄筋工事業	鉄筋工事	17	鉄筋工事	○	○	○
ほ装工事業	ほ装工事	18	ほ装工事	○	×	×
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	19	しゅんせつ工事	○	×	×
板金工事業	板金工事	20	板金工事	×	○	×
ガラス工事業	ガラス工事	21	ガラス工事	×	○	×
塗装工事業	塗装工事	22	塗装工事	○	○	○
防水工事業	防水工事	23	防水工事	×	○	×
内装仕上工事業	内装仕上工事	24	内装仕上工事	×	○	×
機械器具設置工事業	機械器具設置工事	25	機械器具設置工事	×	○	○
熱絶縁工事業	熱絶縁工事	26	熱絶縁工事	×	○	○
電気通信工事業	電気通信工事	27	電気通信工事	○	○	○
造園工事業	造園工事	28	造園工事	○	×	×
さく井工事業	さく井工事	29	さく井工事	○	×	○
建具工事業	建具工事	30	建具工事	×	○	×
水道施設工事業	水道施設工事	31	水道施設工事	○	×	○
消防施設工事業	消防施設工事	32	消防施設工事	○	○	○
清掃施設工事業	清掃施設工事	33	清掃施設工事	○	○	○

番号	建設工事の内容や例示	工事種類区分			
		土木工事	建築工事・ 建築設備工事	機械等 設置工事	
01	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	○	×	×	
02	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外	×	○	×
		木造建築	×	○	×
03	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	×	○	×	
04	建築リフォーム工事、型枠工事、造作工事	×	○	×	
05	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	○	○	×	
06	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事	○	○	○	
07	はつり工事、工作物解体工事	○	○	○	
08	石積み (張り) 工事、コンクリートブロック積み (張り) 工事	○	○	×	
09	屋根ふき工事	金属製屋根以外	×	○	×
		金属製屋根	×	○	×
10	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備 (非常用電気設備を含む。) 工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	○	○	○	
11	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	○	○	○	
12	コンクリートブロック積み (張り) 工事、レンガ積み (張り) 工事、タイル張り工事	○	○	×	
13	築炉工事	×	×	○	
14	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	○	○	×	
15	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	○	○	○	
16	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事	○	×	×	
17	しゅんせつ工事	○	×	×	
18	板金加工取付け工事、建築板金工事	×	○	×	
19	ガラス加工取付け工事	×	○	×	
20	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	○	○	○	
21	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	×	○	×	
22	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	×	○	×	
23	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃機発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	×	○	○	
24	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事	×	○	○	
25	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	○	○	○	
26	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	○	×	×	
27	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	○	×	○	
28	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	×	○	×	
29	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	○	×	○	
30	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	○	○	○	
31	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	○	○	○	

※【13】～【15】企業調査票の記入のしかたはここまでとなります。次ページから【16】～【24】事業所調査票の記入のしかたとなります。